

## 第4章 本市における推進体制等

### 1 推進体制

本基本方針に基づく人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、鳥栖市人権教育・啓発推進本部を中心に全庁体制で適切な推進に努めます。

また、具体的な施策の推進に当たっては、推進本部及び幹事会を通じて本基本方針の趣旨や内容の徹底を図るとともに、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるよう、会議の活性化を図るなど、これまで以上に相互の連携を深めます。

### 2 国、県、他の市町及び関係団体との連携

本基本方針に基づく人権教育・啓発のための取り組みは、国、県、市がそれぞれの特性に応じた役割分担の下で連携を図ることにより、効果的に実施することができます。また、他の市町や、各種の啓発団体、社会教育関係団体等と連携・協力することも大変重要です。

今後も、連携・協力を行いながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

### 3 基本方針の見直し

推進本部では、本基本方針を推進していく過程において、国内外の社会状況の変化や価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。



鳥栖市役所